

手数料の名称		手数料の額	
57	建築物エネルギー消費性能 適合判定手数料 (法12条1項)	(1) 及び(2)の部分ごとに規定する 手数料の額を合算した額	
		(1) 工場でない非住宅部分	
		ア 消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき エネルギー消費性能評価を行った場合 1件につき	
		床面積の合計が300㎡未満のもの	214,000円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	346,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	493,000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	608,000円
		10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	718,000円
		25,000㎡以上のもの	820,000円
		イ 消費性能等基準第1条第1項第1号ロに基づき エネルギー消費性能評価を行った場合 1件につき	
		床面積の合計が300㎡未満のもの	82,000円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	137,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	222,000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	290,000円
		10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	348,000円
		25,000㎡以上のもの	409,000円
		(2) 工場である非住宅部分	
		ア 消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき エネルギー消費性能評価を行った場合 1件につき	
		床面積の合計が300㎡未満のもの	21,000円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	40,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	96,000円		
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	141,000円		
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	175,000円		
25,000㎡以上のもの	216,000円		
イ 消費性能等基準第1条第1項第1号ロに基づき エネルギー消費性能評価を行った場合 1件につき			
床面積の合計が300㎡未満のもの	18,000円		
300㎡以上2,000㎡未満のもの	35,000円		
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	89,000円		
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	134,000円		
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	167,000円		
25,000㎡以上のもの	207,000円		
58	建築物エネルギー消費性能 変更適合判定手数料 (法12条2項)	増加又は減少する床面積の手数料の額に、変更後の床面積 (増加又は減少部分を除く)の手数料に2分の1を乗じて得た額 を加算した額	
59	建築物消費エネルギー性能警備変 更該当証明書交付手数料 (規則11条)	増加又は減少する床面積の手数料の額に、変更後の床面積 (増加又は減少部分を除く)の手数料に2分の1を乗じて得た額 を加算した額	

手数料の名称		手数料の額	
60	建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 (法34条1項)  ※省エネ基準適合証の添付がない場合	認定に係るア及びイの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	
		ア 住宅の住戸部分 1件につき	
		1戸建ての住宅	
		床面積の合計が200㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	31,000円 16,000円
		床面積の合計が200㎡以上のもの (簡易評価法の場合)	35,000円 17,000円
		共同住宅	
		床面積の合計が300㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	63,000円 30,000円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	105,000円 52,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	180,000円 94,000円
		5,000㎡以上のもの (簡易評価法の場合)	257,000円 143,000円
	イ 非住宅部分 1件につき		
	床面積の合計が300㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	208,000円 80,000円	
	300㎡以上2,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	337,000円 134,000円	
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	481,000円 216,000円	
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	592,000円 282,000円	
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの (簡易評価法の場合)	700,000円 339,000円	
	25,000㎡以上のもの (簡易評価法の場合)	799,000円 398,000円	
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 (法34条1項)  ※省エネ基準適合証の添付がある場合	認定に係るア及びイの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	
		ア 住宅の住戸部分 1件につき	
		1戸建て住宅	
4,000円			
共同住宅			
床面積の合計が300㎡未満のもの		9,000円	
300㎡以上2,000㎡未満のもの		18,000円	
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		41,000円	
5,000㎡以上のもの		74,000円	
イ 非住宅部分 1件につき			
床面積の合計が300㎡未満のもの	9,000円		
300㎡以上2,000㎡未満のもの	25,000円		
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	74,000円		
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	116,000円		
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	147,000円		
25,000㎡以上のもの	184,000円		
61	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る変更認定申請手数料 (法36条1項)	増加し、又は減少する床面積(住宅の部分は増加のみ)の手数料の額に、変更する部分の床面積の手数料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を加算した額	
62	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る認定(変更)申請及び確認申請手数料 (法35条2項)	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る認定(変更)申請手数料の額に確認申請手数料の額を加算した額	